

# 東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 問=問い合わせ先  
☎561-1191(代表) ☎541-9104 申=申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)  
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。  
電子メール (以下のホームページから)  
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

## ● 相談 ●

### 弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)  
午後1時15分～3時45分  
(お1人20分以内)  
受付 午後1時～3時20分  
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室  
定員 7名(先着順)

### 行政相談委員による無料行政相談

日時 8月7日(木)  
午後1時30分～3時30分  
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室  
問=地域力推進室(☎561-9114)

## ● 税 ●

### 省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成20年1月1日以前に建築された住宅(貸家を除く)について、平成28年3月31日までに窓の二重サッシ化などの現行の省エネ基準に適合させる改修工事を行い、改修に係る費用が50万円を超える場合、改修工事が完了した年の翌年度に限り、床面積120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1が減額されます。減額を受けるには、改修工事が完了した日から3カ月以内に必要書類とともに申告が必要となりますので、物件が所在する区役所・支所の固定資産税担当課までご相談ください。

問=課税課固定資産税担当(電話561-9378)

## ● 保険年金 ●

### 国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方へ

○新しい高齢受給者証をお送りします  
国保に加入の70～74歳の方(昭和14年8月2日生まれ～昭和19年7月1日生まれまで)がお持ちの高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、新しい高齢受給者証を7月中にお送りします。

届きましたら、記載内容をお確かめのうえ、8月1日からご使用ください。また、古い証は処分するか、保険年金課へお返しください。

### ○高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

負担割合が3割の方で、世帯の収入が次の条件1または条件2に当てはまり、申請により認定された場合、申請した月の翌月から負担割合が1割または2割(昭和19年4月2日以降生まれの方)となります。

条件1 世帯の70～74歳の国保加入者が1人(本人のみ)の場合は収入が383万円未満(世帯に70～74歳の国保加入者が2人以上の場合は収入の合計額が520万円未満)

条件2 世帯の70～74歳の国保加入者が1人(本人のみ)で、かつ国保から後期高齢者医療制度に移った方がおられ、本人とその方との収入合計が520万円未満

問=保険年金課資格担当(☎561-9197)

### 平成26年度の後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成26年度の後期高齢者医療保険料額が正式に決まりましたので、7月中旬に保険料のお知らせをお送りします。

ア 4月から特別徴収(年金からの引落とし)の方  
平成26年度の正式な保険料額と、平成26年10月、12月及び平成27年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

イ ア以外の方(7月以降に保険料を納付していただく方)  
平成26年度の保険料額と、7月以降の保険料の納付方法をお知らせします。

①7月～平成27年3月が普通徴収(納付書による金融機関での納付または口座振替)となる場合と、②7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収となる場合があります。

問=保険年金課資格担当(☎561-9197)

国民年金の障害基礎年金を受けておられる方へ  
国民年金の障害基礎年金(年金証書の年金コードが「2650」または「6350」)を受けている方は、「所得状況届」などを7月31日までに保険年金課へ提出してください(本年1月2日以降に市外から転入された方は、前住所地の所得証明書が必要です)。

未提出の場合、年金の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

問=保険年金課年金担当(☎561-9199)

## ● 福祉 ●

### 平成26年度介護保険料通知書送付のお知らせ

第1号被保険者(65歳以上)の方へ、平成26年度介護保険料確定額の通知書を7月下旬までに送付します。

市内在住の方で、年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給しておられる方は、年金からの引き落とし(特別徴収)になります(年度途中で65歳になられた方、京都市に転入された方などを除く)。

特別徴収に該当しない方は、同封の納付書で納付してください。また、便利な口座振替もご利用ください。

問=福祉介護課介護保険担当(☎561-9187)

### 福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新を行います

前年の所得などをもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方については7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方については資格喪失通知書を送付します(判定に所得証明などの書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家庭等医療については現況届の提出が必要です)。

更新の際に所得超過などの理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、その場合は再度申請してください。

前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となることがありますので、その場合は8月に申請してください(重度障害老人健康管理費については、7月中に申請してください)。

老人医療については、臨時特例措置として、平成26年度は、生年月日が昭和19年4月2日から昭和20年3月1日の方も対象となります。

問=ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療・老人医療：福祉介護課(☎561-9182)  
重度障害老人健康管理費：保険年金課(☎561-9199)

## 東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455  
開館：午前9時30分～午後5時  
(平日の月・木曜日は午後7時まで)  
休館：毎週火曜日

### 夏休みおたのしみ会

日時 7月26日(土)午前11時～  
大型紙芝居「ねずみのミーちゃんききいっばつ」と大型絵本「しゅっぱつしんこう!」ほか

### 8月のテーマ図書の展示と貸出

期間 8月1日(金)～31日(日)  
一般書・児童書 「涼しくなる本」  
絵本 「なつ」

### 平和関連図書の展示と貸出

期間 8月1日(金)～31日(日)

## カレンダー 7/15～8/14

7月	行事名	掲載面
15	火	
16	水	祇園祭神幸祭武具飾(～17日) 相談 弁護士による無料法律相談
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	東山区民ふれあい作品展募集(～9/26) 青少年 初めての陶芸
22	火	
23	水	ベテラン主婦に学ぶ親子料理教室申込締切 相談 弁護士による無料法律相談
24	木	
25	金	
26	土	図書館 夏休みおたのしみ会
27	日	平成26年度夏の交通事故防止市民運動 7月21日～8月20日
28	月	さわやかな マナーが似合う 古都の道
29	火	
30	水	相談 弁護士による無料法律相談
31	木	固定資産税・都市計画税 第2期分納期限 ベテラン主婦に学ぶ親子料理教室

8月	行事名	掲載面
1	金	人権啓発パネル展(～15日) 図書館 8月のテーマ図書の展示と貸出(～31日) 平和関連図書の展示と貸出(～31日)
2	土	青少年 光と遊ぶ「ピンホールカメラメイキング」
3	日	
4	月	第1回「東山区防災研修会」
5	火	
6	水	相談 弁護士による無料法律相談
7	木	相談 行政相談委員による無料行政相談
8	金	
9	土	青少年 A Bubble Circus 2014 夏公演(～10日)
10	日	
11	月	
12	火	世界遺産・二条城 東山区民特別無料ご招待
13	水	相談 弁護士による無料法律相談
14	木	

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。